

整理番号	計調-条行- 1
------	----------

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築確認課（設備） (06-6208-9304)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	建築物環境配慮制度に関する指導
関連する 他局の名称	なし
概要	建築物環境配慮制度は、建築主等の環境に対する自主的な取組を促進し、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図ることを目的としています。具体的には、建築物の新築及び改修等の際に、建築主等が、市が定めた建築物総合環境評価基準に基づいて総合的な環境評価を行い、その結果を記載した建築物環境計画書等を市へ届け出ます。また、市は建築物環境計画書等の概要をホームページで広く市民に公表しています。
根拠となる要綱等	<p>大阪市建築物の環境配慮に関する条例第18条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000114/114438/jyourei20180401.pdf)</p> <p>大阪市建築物の環境配慮に関する条例施行規則 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000114/114438/kisoku210331.pdf)</p> <p>建築物総合環境評価基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000114/114438/hyoukaki_junn201504.pdf)</p> <p>建築物環境性能表示の様式及び表示基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000114/114438/hyoujiki_jun_20180330.pdf)</p> <p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令</p>
行政指導指針	<p>○市長は、建築主等から届出をされた建築物環境計画書又は建築物環境評価書の内容について、建築主等に対して必要な指導及び助言を行うことができます。</p> <p><建築物環境計画書、建築物環境評価書について> 延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築等をしようとする建築主は、建築物総合環境評価基準に基づく自己評価の結果、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める省エネ基準への適合状況、再生可能エネルギー利用設備導入の検討結果等を記載した建築物環境計画書を届け出なければなりません。 延べ面積が300㎡以上2,000㎡未満の建築物の新築等をしようとする建築主、延べ面積が300㎡以上の建築物の改修をしようとする建築主は、建築物総合環境評価基準に基づく自己評価の結果等を記載した建築物環境計画書を作成し、市長に届け出ることができます。 延べ面積が300㎡以上の建築物を所有する者は、建築物総合環境評価基準に基づく自己評価の結果等を記載した建築物環境評価書を作成し、市長に届け出ることができます。</p> <p>○市長は、建築主等が表示した建築物環境性能表示について、表示的確な実施を確保するため、建築主等に対して必要な指導及び助言を行うことができます。</p> <p><建築物環境性能表示について> 延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築等をしようとする建築主は、届出をした建築物環境計画書の内容に基づいて、建築物環境性能表示の様式及び表示基準により建築物環境性能表示を作成し、工事現場に表示しなければなりません。また、建築物の広告を行う場合には、当該広告中にも表示しなければなりません。 また、延べ面積が300㎡以上2,000㎡未満の建築物の新築等をしようとする建築主、延べ面積が300㎡以上の建築物を所有する者又は改修をしようとする建築主は、届出をした建築物環境計画書又は建築物環境評価書の内容に基づいて、建築物の広告に建築物環境性能表示を表示することができます。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000114438.html
備考	